

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）における大豆・そばの交付申請期限の変更について

【現在】

ゲタ対策における数量払いの交付申請書は生産年翌年の3月5日を提出期限としておりますが、大豆及びそばについては、①生産年翌年の3月5日までに予定数量を申請の上、②同年4月5日までに実績数量報告することを可能としております。（「遅れ大豆・遅れそば」）

【改正案】

令和5年産から、

- （1）大豆・そばについては、交付申請期限を4月30日までに延長します。
- （2）遅れ対応に係る事務手続きは全て廃止とし、通常の事務手続きに一本化します。
- （3）大豆及びそば以外の対象作物については、従来どおり3月5日を提出期限とします。

